

## 後期高齢者医療制度と入院・手術を体験して

2019年5月

- 「社会全体で支える仕組み2008年に発足した「後期高齢者医療制度」は医療費のうち医療機関などの窓口で支払う金額を除いた残りの分、約4割は現役世代からの支援金、約5割は公費、約1割が後期高齢者の保険料で賄われていると説明されています。
- 「制度の運営」神奈川県内すべての市町村が加入する特別地方公共団体「神奈川県後期高齢者医療広域連合」(広域連合)が各市町村と連携しながら制度の運営が行われています。
- 「被保険者」①75歳以上の方、②65歳～74歳で一定の障害状態にあり、広域連合の認定を受けた方と定められています。
- お医者さんにかかる時の自己負担割合 医療費の自己負担割合は、医療費の1割または3割です。  
「後期高齢者医療」は、複雑・多岐なのです。以下、入院・手術にあたっての体験を若干述べたいと思います。
- ◇「高額療養費」「月間の後期高齢者医療の自己負担限度額」厚生労働省の認定を受け、DPC(診断群分類包括評価)という医療制度の対象病院では、高額な治療費の負担を軽くするため、「限度額適用認定証」事前申請を勧められました。この「事前申請」を川崎市役所で行うと「後期高齢者医療限度額適用・標準負担限度額認定証」が発行され、そこには「適用区分」が明記され、私の場合は「区分Ⅱ」です。
- ◇高額医療費の自己負担分や食事代の負担などは「所得区分」によって決められますので、自分の「所得区分」がどこに該当するか知っておくのが良いです。  
私の場合、「区分Ⅱ」で「1食当たりの食費」は210円でした。(T・K)

食事療養標準負担額		
所得区分	自己負担割合	1食あたりの食費
現役並み所得 一般	3割 1割	460円
区分Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病者	3割又は1割	
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)		
90日までの入院	1割	210円
過去12か月の間に91日以上入院	1割	160円
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	1割	100円

高額療養費の自己負担限度額		
所得区分		自己負担割合
課税	現役並み所得Ⅲ	3割
	現役並み所得Ⅱ	3割
	現役並み所得Ⅰ	3割
非課税	一般	1割
	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	1割
	区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	1割